

令和3年度法の日週間行事 ～開催レポート～

福島地方・家庭裁判所では、マスク着用、手指消毒、換気、参加人数の制限、オンラインの活用など新型コロナウイルスの感染防止対策を十分講じた上で、法の日週間行事として、大学生に司法・裁判所の意義、裁判に関わる職員の仕事を知っていただくことを目的とした以下のイベントを実施しました。

「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって、「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

10月21日 裁判官、裁判所職員の仕事に関する講演会



裁判に関わる職員の仕事を知っていただくことを目的として、オンラインの方法による講演会を実施し、福島大学の1、2年生34人の学生に御参加いただきました。講演会では、まず、裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官から仕事内容等について説明を行い、引き続き質疑応答を行いました。

質疑応答では、新型コロナによる業務への影響、特に印象に残っている事件、裁判所書記官になるための内部試験の科目や各職種を志望した理由などについて質問がなされました。

オンラインの方法による質疑応答でしたが、多くの学生から活発に質問がなされました。

11月2日 刑事裁判・裁判員裁判に関する出前講義

福島大学において、刑事事件を担当する裁判官が講師となり、刑事訴訟法の講義を履修する3、4年生約40人の学生を対象に、刑事裁判及び裁判員裁判に関する出前講義を実施しました。

講義では、まず、刑事裁判手続の概要に関する説明を行い、それに引き続き、裁判員裁判に関して、裁判員選任手続の流れ、審理における精神的負担への配慮、守秘義務等についての説明を行いました。

質疑応答では「裁判官を目指した理由は何か」「証拠をイラスト化するなどの配慮が事実認定の精度に影響することはないのか」「新型コロナの感染拡大により審理に変化は生じたか」など多くの質問がなされ、刑事裁判・裁判員裁判に対する学生の関心の高さがうかがわれました。



御参加いただいた皆さん、
誠にありがとうございました。



福島地方裁判所
福島家庭裁判所